

令和4年9月15日
於：第二竹内ビル

東京地方税理士会鶴見支部研修会

『顧問先の高齢化を考える』

税理士による公益活動サポートセンター 理事
東京地方税理士会 成年後見支援センター 相談委員
横浜市南区役所 成年後見事例検討会 オブザーバー

税理士・行政書士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士

つのかわ しゅういち
角川 衆一

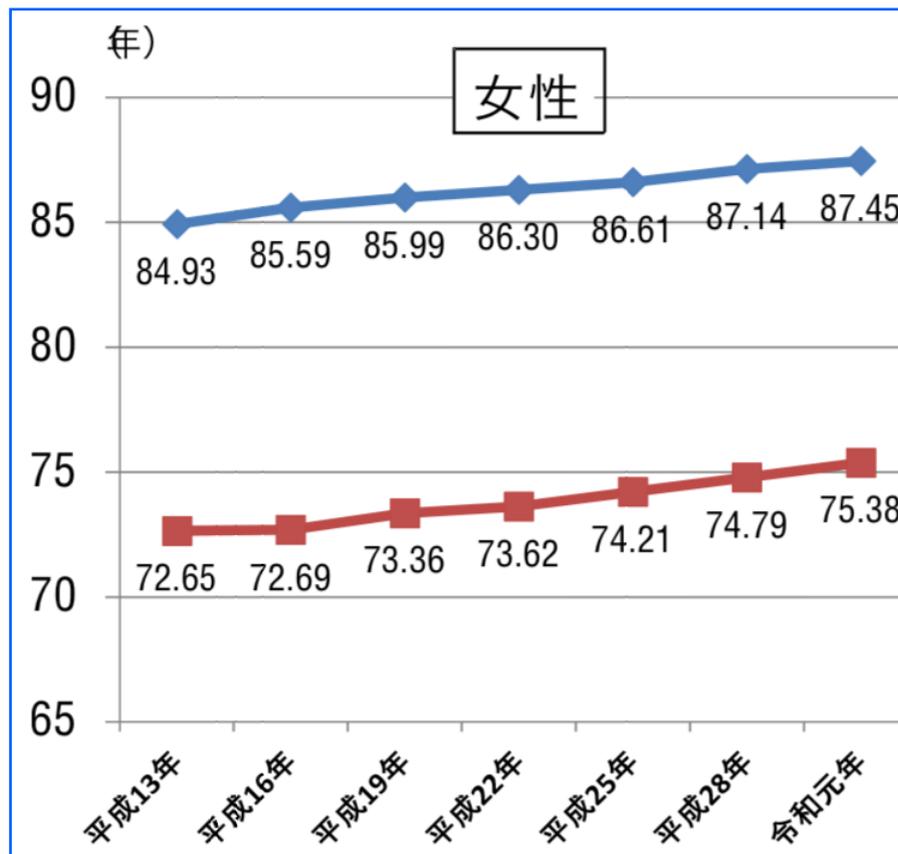
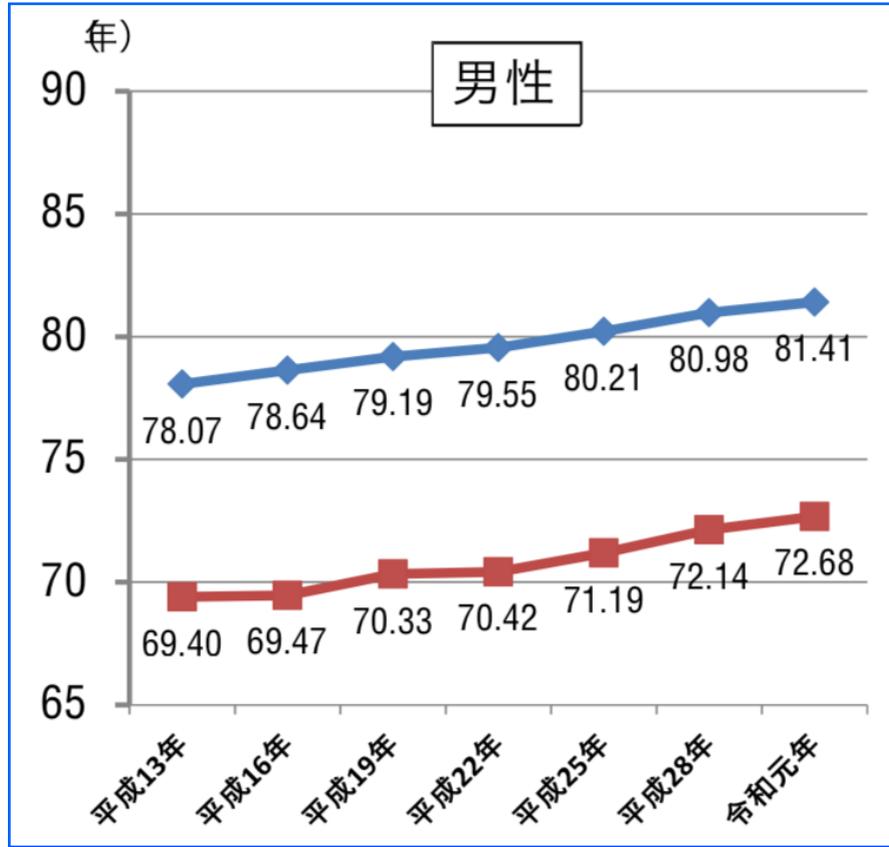


平均余命

年齢	男	女
	令和3年	令和3年
0歳	81.47	87.57
5	76.67	82.76
10	71.70	77.78
15	66.73	72.81
20	61.81	67.87
25	56.95	62.95
30	52.09	58.03
35	47.23	53.13
40	42.40	48.24
45	37.62	43.39
50	32.93	38.61
55	28.39	33.91
60	24.02	29.28
65	19.85	24.73
70	15.96	20.31
75	12.42	16.08
80	9.22	12.12
85	6.48	8.60
90	4.38	5.74

平均寿命と健康寿命の推移

◆ 平均寿命 ■ 健康寿命

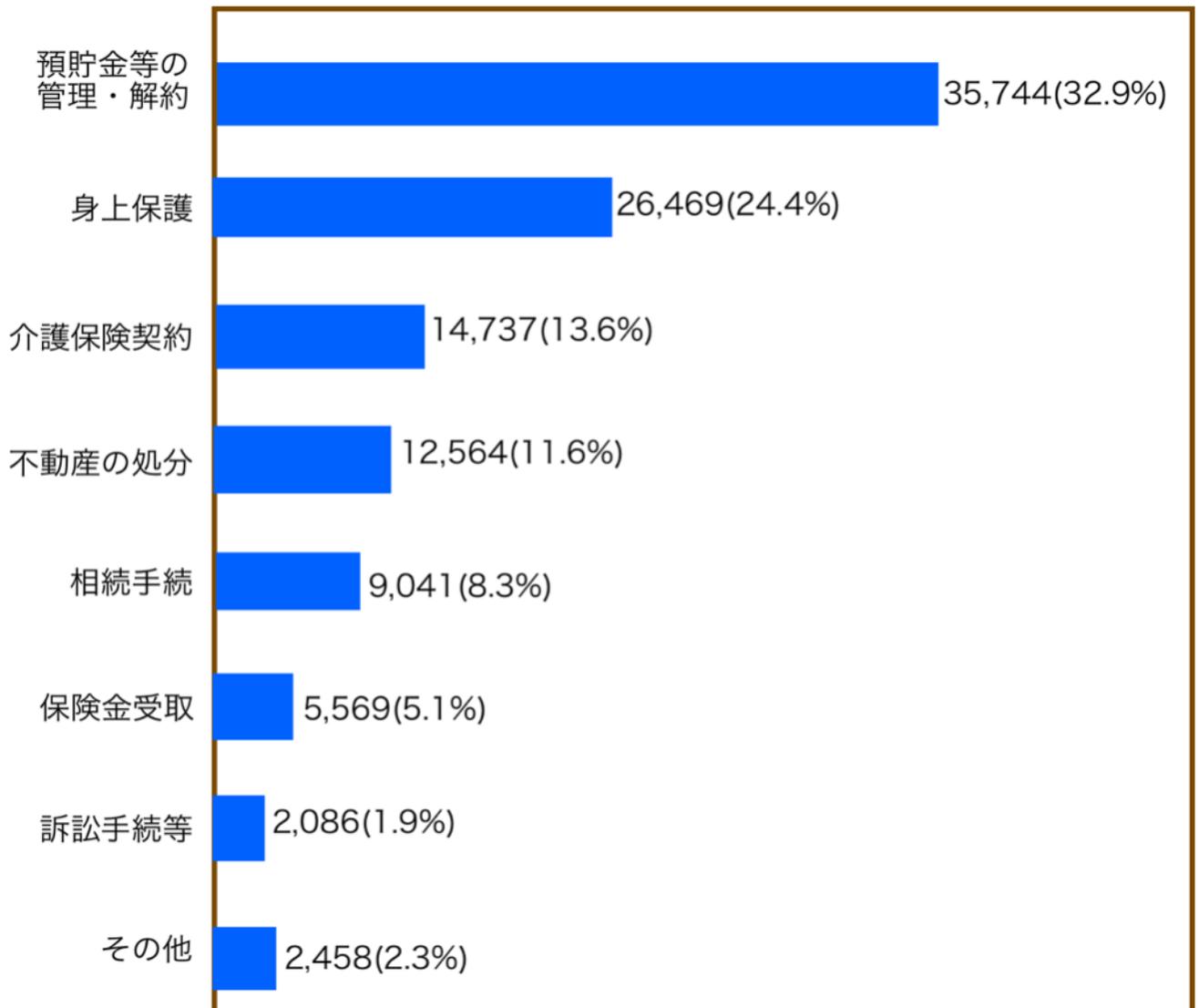


申立ての動機(令和3年1月～12月)

申立ての動機について

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

主な申立ての動機別件数・割合



(件)

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数(39,313件)とは一致しない。

成年後見制度の利用



鍵や財布を何処に置いたか分からなくなることが多くなりました。ひとり暮らしでなく、ホームに入所した方が良いか、自分で判断するのが難しいです。

成年後見制度を使うと



成年後見人等が相談にのってくれました。サポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活をするようになりました。



悪質業者からの電話で騙されそうになりました。最近では物忘れが増えていることもあり、いつ騙されてしまうかと心配です。

成年後見制度を使うと



たとえ騙されて契約してしまったとしても、成年後見人等がその契約の取り消しをしてくれるそうです。

※成年後見人等とは、補助人・保佐人・成年後見人のことをいいます

成年後見制度の利用



成年後見制度を使うと



知的障がい者のわたしは、これまで役所や銀行などでの手続きや高額の買い物を母親に任せていました。その母親が病気で倒れてしまいました。

成年後見人等がわたしの代わりに、役所や銀行の手続きをしてくれました。これからは成年後見人等が生活のサポートをしてくれるので安心です。



成年後見制度を使うと



将来、自分が認知症になった時にはだれがサポートしてくれるのかと考えると心配です。

任意後見人として将来サポートしてくれる人を今のうちに頼みました。自分で選んだ信頼できる人がサポートしてくれることになったので安心です。

成年後見人等の仕事

成年後見人等として支援の計画を立てます

ご本人の生活の様子や、どのくらい財産を持っているか調べます。
そしてご本人に合った生活のしかたやお金の使い方などを考えます。



ご本人をお金のトラブルから守ります

ご本人の生活の様子や、どのくらい財産を持っているか調べます。
そしてご本人に合った生活のしかたやお金の使い方などを考えます。



成年後見人等の仕事

ご本人の希望を聞いて必要な手続きを行います

ご本人のご希望や生活の状況を考えて、必要な介護サービスを選んだり、年金を受け取るための必要な手続きを行ったりします。

※ 実際の介護そのものは成年後見人等の仕事に該当しません



家庭裁判所にご本人の生活の様子を報告します

ご本人の健康状態や、生活状況、財産がどれくらいあるかについて家庭裁判所に報告します。



手続きの流れ

地域包括支援センターや中核機関、社会福祉協議会、成年後見制度に関わる専門職の団体(税理士会・社会福祉士会・弁護士会・司法書士会・行政書士会など)等に、成年後見制度を利用するための手続き・必要な書類・成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。



家庭裁判所

- 申立て ◎ 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 調査等 ◎ 裁判所から事情を尋ねられることがあります。
※ご本人の判断能力について鑑定が行われることがあります（別途費用がかかります）
- 審判 ◎ 後見等の開始の審判と同時に成年後見人等が選任されます。
- 報告 ◎ 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活状況を確認して、財産目録・収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
◎ 成年後見人等は原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などを家庭裁判所に報告します。

申立てについて

◎ 申立てはどこの裁判所でもできますか？

⇒ 申立ては、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所にします。

◎ 誰でも申立てができますか？

⇒ 申立てをすることができるのは、ご本人・配偶者・四親等内の親族などです。

その他に市区町村長が申し立てることもできます。

◎ 鑑定が必要なのはどのような場合ですか？

⇒ ご本人の判断能力を慎重に判断するため、医師による鑑定が行われる場合があります。

◎ 申立てを取り下げることができますか？

⇒ 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げできません。

例えば、長男が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

法定後見等の申立準備チェックシート

申立準備チェックシート

提出(郵送)前に必ずご確認ください。

(※必ず同封の「申立ての手引(以下「手引」という。)」10頁
以降をよくお読みいただいた上で、ご準備ください。)

令和3年4月版

申立書・事情説明書(手引10頁1,2)	チェック欄
申立書	
申立事情説明書	
後見人等候補者事情説明書	

市区町村役場から取り寄せる書類(手引10頁3)	チェック欄
本人の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)	
本人の住民票(注:マイナンバーの記載のないもの)	
後見人等候補者の住民票(注:マイナンバーの記載のないもの)	

登記されていないことの証明書(手引11頁4)	チェック欄
本人の登記されていないことの証明書 ※証明事項欄は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。本人の氏名・生年月日・住所・本籍は、戸籍及び住民票の表記どおりに記載をしてください。	

診断書及び鑑定についての照会書等(手引11頁5,12頁6)	チェック欄
診断書及び鑑定についての照会書	
本人情報シートのコピー	
本人の健康状態に関する資料(例:介護保険認定書、療育手帳(愛の手帳)などのコピー)	

財産目録および収支予定表、親族の意見書等(手引12頁7,13頁8,14頁9)	チェック欄
財産目録及び収支予定表	
相続財産目録	
財産や収支を裏付ける資料(不動産登記事項証明書、預貯金通帳のコピー、各種資料のコピー)	
親族の意見書	
親族関係図	

申立てに必要な費用(手引15頁10)	チェック欄
収入印紙○申立費用 : 800円分 ※同意を要する行為の定めや代理権付与を求める場合は、それぞれ別に800円分が必要になります。 ○登記嘱託用 : 2,600円分 ※収入印紙は合算せず、○申立費用分と○登記嘱託用分は、それぞれ分けてご準備ください。	
郵便切手(後見開始 : 3,470円分、保佐・補助開始 : 4,500円分) ※ 〔後見開始〕 500円3枚、84円10枚、50円20枚、10円10枚、5円4枚、1円10枚 〔保佐・補助開始〕 500円5枚、84円10枚、50円20枚、10円13枚、5円4枚、1円10枚	

非開示希望情報の有無(同封の「非開示希望申出について」(緑色の用紙)参照)	チェック欄
※非開示を希望する情報がある場合には、必ず「非開示希望申出」をしてください。	

	法定後見	任意後見	民事信託
目的	判断能力が不十分な方の支援	判断能力があるうちに将来の判断能力低下に備えて希望に沿った支援	認知症への備え 財産の承継
権限	財産管理 法律行為の代理 (同意・取消) 身上保護	財産管理 法律行為の代理(同意権・取消権なし) 身上保護	信託財産の管理・処分
財産処分	・財産維持が原則 ・裁判所の許可が必要な場合があり	・財産維持が原則 ・裁判所の許可は不要	自由に財産の運用 処分が可能
監督機関	家庭裁判所または 後見監督人	後見監督人 (必須)	信託監督人を任意 で設定可能
報酬	家庭裁判所の審判	任意後見契約で設定 (後見監督人の報酬 は家庭裁判所が決定)	信託契約で設定

成年後見制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります

法定後見制度……判断能力が不十分になってから
任意後見制度……判断能力が不十分になる前に

任意後見制度

- ① ご本人に十分な判断能力があるうちに
- ② 将来、ご本人の判断能力が低下した場合に(備えて)
- ③ あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に
- ④ ご本人の代わりにしてもらいたいことを
契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で(任意後見人を監督する)任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

この手続きを申し立てることができるのは、ご本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者です。

任意後見契約について

任意後見契約の方式

- 任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

任意後見契約の必要書類

※いずれも発行後3ヶ月以内のもの

(ご本人)

- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本
- 住民票

(任意後見受任者)

- 印鑑登録証明書
- 住民票

任意後見契約公正証書の費用

- 公証役場の手数料
1契約につき11,000円。証書枚数4枚を超える1枚毎に250円。
- 法務局に納める印紙代
2,600円
- 法務局への登記嘱託料
1,400円
- 書留郵便料
実費(600円前後)
- 正本謄本作成手数料
1枚毎に250円

※任意後見契約と併せて、見守り契約・任意代理契約・財産管理委任契約・死後の事務委任契約も結ぶ場合には、それについての費用もかかります。

※受任者が複数の場合、その分費用も増えることになります。

※任意後見契約について詳しくは公証役場にお問い合わせください。

別 紙

代理権目録（任意後見契約）

- 1 不動産，動産等全ての財産の保存，管理及び処分に関する事項
- 2 金融機関，証券会社との全ての取引に関する事項
- 3 保険契約（類似の共済契約等を含む。）に関する事項
- 4 定期的な収入の受領，定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金，生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他日常関連取引（契約の変更，解除を含む。）に関する事項
- 6 医療契約，入院契約，介護契約その他の福祉サービス利用契約，福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求並びに福祉関係の措置（施設入所措置を含む。）の申請及び決定に対する審査請求に関する事項
- 8 シルバー資金融資制度，長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項

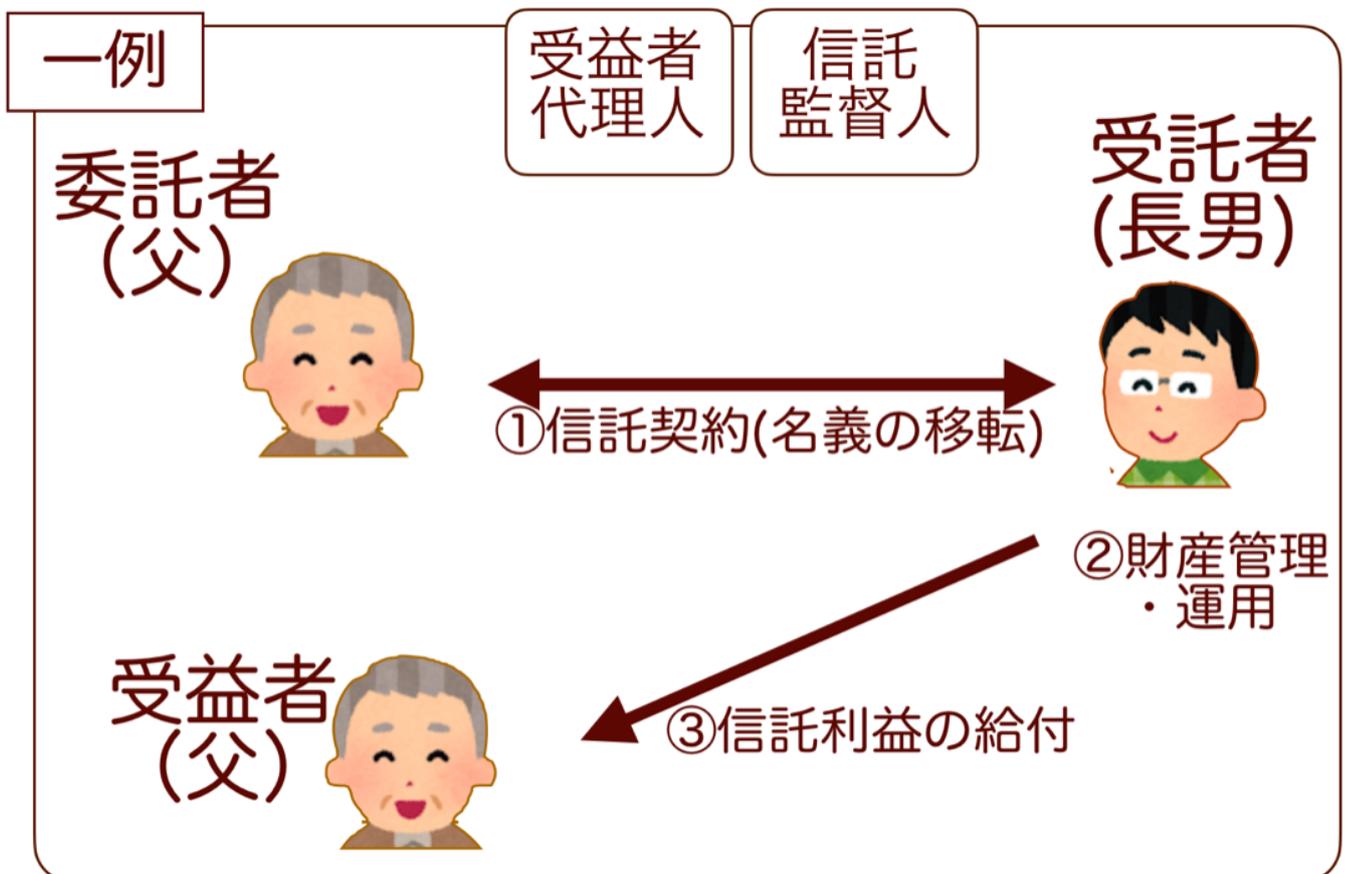
- 9 ①登記済権利証・登記識別情報，②実印・銀行印，貸金庫鍵，③印鑑登録カード・住民基本台帳カード・個人番号（マイナンバー）通知カード・個人番号（マイナンバー）カード，④預貯金通帳，預金証書，⑤キャッシュカード・クレジットカード，⑥有価証券・その預り証，⑦年金関係書類，⑧健康保険証・介護保険証，⑨土地・建物賃貸借契約等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 10 居住用不動産の購入，賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する請負契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請，税務申告，各種証明書の請求に関する事項
- 12 遺産分割の協議，遺留分減殺請求，相続放棄，限定承認に関する事項
- 13 配偶者，子の法定後見（補助・保佐・後見）開始の審判の申立てに関する事項
- 14 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 15 以上の各事項に関する行政機関への申請，行政不服申立て，紛争の処理（弁護士に対する民事訴訟法第

- 55 条第 2 項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為
の委任，公正証書の作成囑託を含む。)に関する事項
- 16 復代理人の選任，事務代行者の指定に関する事項
- 17 以上の各事項に関連する事項

以上

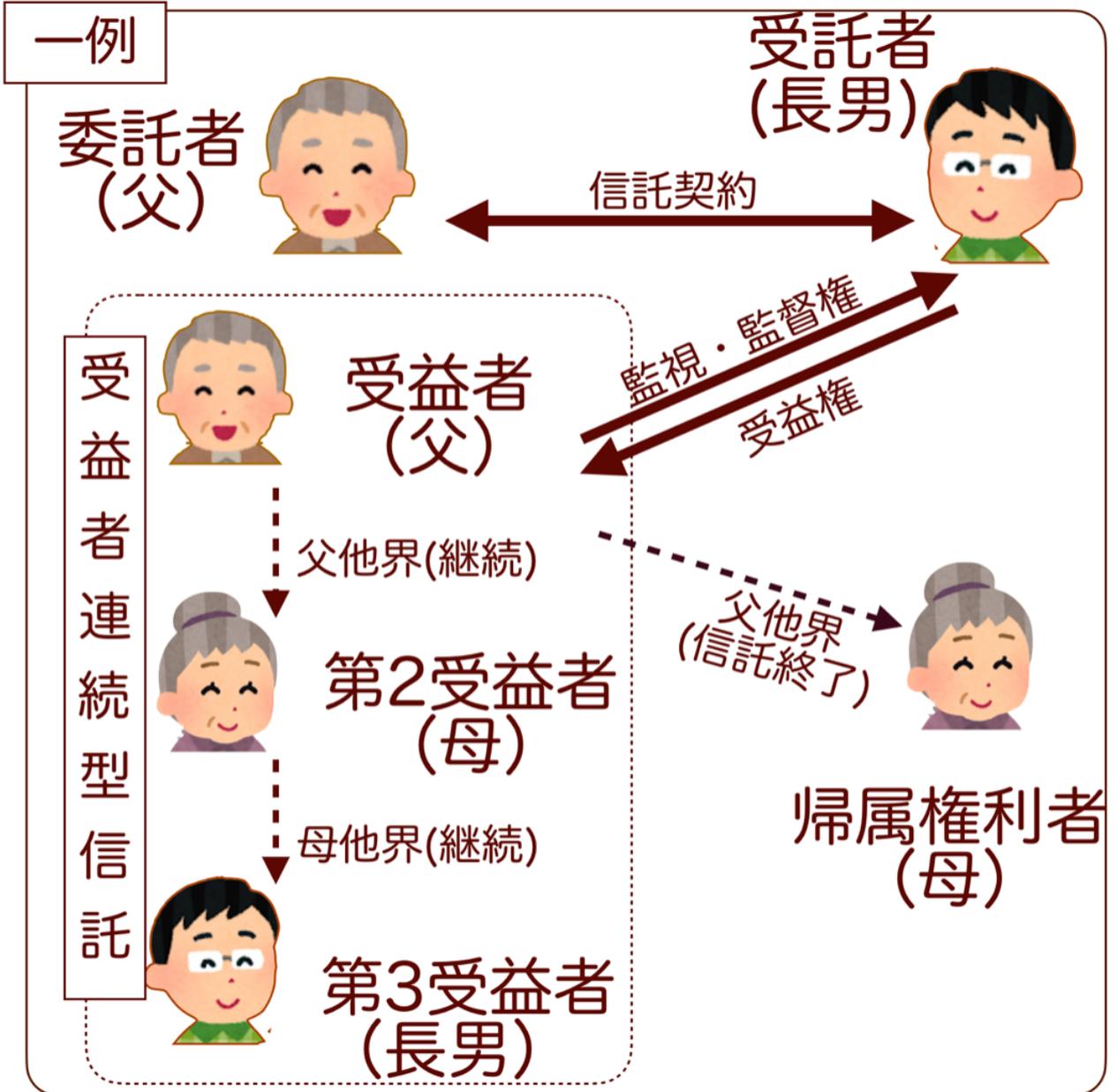
民事信託とは

- ① 本人(委託者)の財産を
- ② 信賴できる人(受託者)に託し
- ③ 利益を得る本人(受益者)のために
- ④ 契約で定めた目的に従って管理・運用・処分してもらう方法です



※家族信託：信託銀行や信託会社を介さず家族間で行う信託行為の通称。

受益者連続型信託



※ 当初の受益者死亡後の「受益権」取得者を第2受益者「母」、第3受益者「長男」と信託契約で定めて受益権取得先の指定ができます。

民事信託

信託不動産の登記簿に財産の管理処分権を持つ者として所有者欄に記載されます。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)の例

原因 令和3年11月30日 信託
受託者 神奈川県横浜市〇〇
山田子太郎

※信託目録にも所要の記載がされます

※ 受託者には信託財産と個人財産との分別管理義務があります



口座名義の例

山田父郎 信託口座受託者 山田子太郎

山田父郎 信託受託者 山田子太郎

委託者 山田父郎 受託者 山田子太郎

成年後見人等の報酬額のめやす

東京家庭裁判所
東京家庭裁判所立川支部

1 報酬の性質

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるとされています（民法862条）。成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても、同様です。

成年後見人等に対する報酬は、申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は法律で決まっているわけではありませんので、裁判官が、対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上監護）、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して、裁量により、各事案における適正妥当な金額を算定し、審判をしています。

専門職が成年後見人等に選任された場合について、これまでの審判例等、実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

なお、親族の成年後見人等は、親族であることから申立てがないことが多いのですが、申立てがあった場合は、これを参考に事案に応じて減額されることがあります。

2 基本報酬

(1) 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

(2) 成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

3 付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります（これらを「付加報酬」と呼びます。）。

4 複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記2及び3の報酬額を、分掌事務の内容に応じて、適宜の割合で按分します。

以上